



2025年10月14日

各位

会社名 フェスタリアホールディングス株式会社
代表名 代表取締役社長 貞松 隆 弥
(コード番号: 2736 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 常務取締役 姉川 清 司
電話番号 03-6633-9869

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年11月27日開催予定の当社第62期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社および当社子会社の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を変更・追加するものであります。
- (2) 今後の事業規模拡大及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款19条(取締役の員数)に定める取締役の員数を7名以内から3名以上に変更するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。 <u>1. 時計類、眼鏡類、光学機械類、貴金属類、宝石類の企画製作、製造、輸出入および販売</u> <u>2. 事務機、カメラ、美術品、骨董品、アクセサリ、室内装飾品、バック類および鞆類、茶、生花、化粧品の販売</u> <u>3. 古物の買取、販売</u> <u>4. 服飾デザインおよび雑貨等の企画、製作および販売</u>	第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。 <u>1. 宝石、貴金属、アクセサリ、時計、眼鏡、光学機械類の企画、製造、修理、加工、販売、売買の仲介ならびにレンタルおよびリース</u> <u>2. 美術品、骨董品、繊維品、鞆、靴、帽子、傘、皮製品、室内装飾品、家具、寝具、タオル、ペット用品、食器、インテリア用品、家庭用雑貨、植物、書籍、文房具、玩具、家庭用電気製品、音響機器、電子メディアを含むソフトウェア、スポーツ用品の企画、製造、販売および輸出入</u>

<p>5. <u>販売促進に関するコンサルティング業務</u></p> <p>6. <u>通信販売、カタログ販売、訪問販売および展示販売の販売方法の教育に関するコンサルタント業務</u></p> <p>7. <u>貸しビルに関する業務</u></p> <p>8. <u>総合ブライダルに関する業務</u></p> <p>9. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>3. <u>食料品、化粧品、香水、美容器具、健康器具、健康食品、医薬品、医薬部外品の企画、製造、販売および輸出入</u></p> <p>4. <u>服飾雑貨等の企画、開発、製造、販売および輸出入</u></p> <p>5. <u>総合ブライダルサービスに関する業務</u></p> <p>6. <u>インターネットによる通信販売業</u></p> <p>7. <u>販売促進・宣伝広告の企画ならびに広告代理店業</u></p> <p>8. <u>古物売買およびその受託販売</u></p> <p>9. <u>各種催し物、セミナー、展示会、体験型イベント等の企画、開催および運営</u></p> <p>10. <u>不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業</u></p> <p>11. <u>飲食業</u></p> <p>12. <u>フランチャイズチェーンシステムによる店舗等の経営、募集および監修</u></p> <p>13. <u>損害保険代理業</u></p> <p>14. <u>クレジットカード業</u></p> <p>15. <u>労働派遣事業および人材コンサルタント業</u></p> <p>16. <u>商標権、意匠権等の知的財産権の取得、保有、運用、管理業務</u></p> <p>17. <u>貸金業</u></p> <p>18. <u>有価証券の保有、投資、運用、売買、管理、仲介および利用</u></p> <p>19. <u>暗号資産等の発行、流通、管理、決済手段の提供および運営、資金移動業ならびに暗号資産交換業</u></p> <p>20. <u>前各号に関連する調査・開発およびコンサルティング業ならびに研修・指導・養成に関する事業</u></p> <p>21. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>第3条～第18条（条文省略）</p>	<p>第3条～第18条（現行どおり）</p>
<p>（取締役の員数） 第19条 当社会社の取締役は<u>7名以内</u>とする。</p>	<p>（取締役の員数） 第19条 当社会社の取締役は<u>3名以上</u>とする。</p>